

Ⅳ 計画推進のための基本的事項

1. 目標設定に向けての基本方針

数値目標については、国や北海道が掲げる指針や目標に沿いながら、第1期および第2期計画の実績や地域の障がい福祉サービス利用者の現状を踏まえることを基本とします。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

国では、地域生活への移行を進める観点から、平成26年度末の施設入所者数について、平成17年10月1日時点の人数より1割以上減少させることを目標に掲げています。

また、北海道は、入所施設の利用割合が全国平均の2倍であり、入所施設への依存度が高いという現状を踏まえ、平成26年度末の施設入所者数が第1期障がい福祉計画時点の人数より18%以上減少することを目標としています。

本市としても、地域移行を望むサービス利用者の希望を尊重し、北海道の目標に沿った目標値を設定します。

(2) 地域移行者の居住の場の確保と訪問・日中系サービスの提供

退所や退院によって地域で暮らすためには、地域での受け皿、すなわち居住する場所がなければなりません。社会福祉法人などの協力を得ながらグループホームやケアホームの充実を図ります。

また、住む場所だけではなく、地域での生活を支える居宅介護などの訪問系サービスや就労継続支援などの日中活動系サービスと同時に、地域住民への啓発や理解を進めていく必要があります。

これまでの障がい福祉サービスの提供体制を維持するとともに、社会福祉法人などの協力を得ながらサービス提供体制の充実を図ります。

(3) 障がい者の就労促進（福祉施設から一般就労への移行）

北海道における平成22年度の障がい者の就職率は41.0%で、全国平均の39.9%と同水準であることから、北海道では、引き続きこの水準を維持することを目標とするとともに、福祉施設の利用者の2割以上の者が就労移行支援事業を利用すること、就労継続支援事業所の利用者の3割が就労継続支援（A型）事業を利用することを目指しています。

本市としても、障がい者の職業訓練の場としての公共施設などにおける

雇用の推進、就労移行支援事業などの活用、空知しょうがい者就業・生活支援センターひびきやハローワークとの連携強化により、一般就労への移行促進および企業での雇用の場の拡充に努めます。

（４）相談支援体制の強化

地域における障がい者の自立した生活を支えていく上で、障がい福祉サービスの提供基盤の確保は重要ですが、それらを有効に利用するためには相談支援体制の充実が不可欠です。

また、平成２４年度から始まる計画相談支援および地域相談支援に対応するための体制づくりも必要となります。

このため、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務を行う「基幹相談支援センター」を設置し、より専門的な相談支援体制を構築します。

また、様々な分野の関係者により構成される既存の「滝川市地域自立支援ネットワーク会議」を障害者自立支援法に基づく自立支援協議会と位置づけ、関係機関の連携強化と効果的な相談支援体制づくりを目指します。

（５）障がい者の虐待防止

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の成立に伴い、障がい者に対する虐待の防止や早期発見、早期対応のための支援体制を構築します。

現在、本市では、高齢者や児童に対する虐待防止ネットワークが活動していますが、これらの既存ネットワークとの連携・統合を検討します。

（６）障がい児支援の充実

児童福祉法の改正を踏まえて、障がい児支援の強化を図ります。具体的には、滝川市こども発達支援センターが中心となり、発達の遅れや障がいを持つ子どもへのサービス提供体制を整備し、これまで実施してきた児童デイサービス事業のほか、新たなサービスとして就学している障がい児に対する放課後等デイサービスや保育所などに通う障がい児に対する保育所等訪問支援の実施について検討します。

2. 数値目標の設定

障がい福祉サービス量の見込みに当たっては、目標設定に向けての基本方針に従い、平成24年度から平成26年度までの3年間とします。本市における障がい者の状況やニーズに基づきサービス種別やサービス量を見込んでいますが、一部推計も含めて第3期の数値目標を見込みます。

また、既にサービスを利用している障がい者に加え、退所や退院により地域に移行する障がい者、あるいは養護学校卒業者や新たに手帳の交付を受ける方、さらには第2期障がい福祉計画の実績なども考慮した上での数値目標とします。

(1) 施設入所者について

平成17年10月時点で施設に入所している本市の障がい者は102人です。施設入所者の地域移行の実績については、平成23年10月末日現在で32人となっています。

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
施設入所者の地域移行実績（人）	6	2	5	2	11	6

注）平成18年度は平成17年10月1日～平成19年3月31日まで、平成23年度は10月末日時点

施設入所者数については、平成18年度以降増減を繰り返していますが、平成23年度は平成17年度対比で23人減少し、79人となっています。

		17年10月	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
施設入所者数の増減	入所者数（人）	102	98	102	98	99	93	79
	増減数（人）	—	▲4	4	▲4	1	▲6	▲14

第3期計画では、北海道の目標に準じて、平成26年度末時点の施設入所者数について、平成17年10月時点の入所者数の18%減の83人とすることを数値目標とします。

また、地域生活への移行者については、平成26年度末までに、平成17年10月時点の入所者数の4割に当たる40人を数値目標とします。

(2) 入院中の精神障がい者について

本市では、平成19年度以降、4人の精神障がい者が退院し、グループホームやケアホームに移行しています。

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
退院により地域生活に移行した精神障がい者数(人)	0	1	0	0	2	1

平成23年度に北海道が実施した在院患者調査によると、本市における在院1年以上の精神障がい者は273人となっています。

道内全体の入院患者数から北海道が積算した退院可能者率11.9%に基づき算定した、本市において受入条件が整えば退院可能な精神障がい者数は32人となります。

このうち、実際に退院に結びつく精神障がい者を4割と推定し、平成26年度末の数値目標として13人が退院できるような体制づくりに努めるとともに、引き続き民間事業者の協力を得ながら、グループホーム・ケアホームなどの居住の場や就労継続支援など日中活動の場を整備します。

(3) 指定障がい福祉サービスについて

平成23年度から新たに始まった同行援護を加えるとともに、これまで在宅でサービスを利用してきた方、入所施設から退所して地域への移行準備を進めている方、養護学校を卒業したり、転入や退院により新たにサービスを必要とする方など、障がい者のニーズや実態を分析し、必要なサービス量を見込むものとします。

具体的には、平成26年度末までに施設入所者17人が地域に移行することを前提に、第2期障がい福祉計画における実績を踏まえるとともに、養護学校卒業生や転入などによる新たなサービス利用、潜在的なニーズなどを想定して、次のような考え方にに基づき数値目標を設定します。

① 訪問系サービス

主に自宅やケアホームなどに居住する障がい者が、居宅介護、行動援護などの訪問系サービスの利用者となります。

ア 居宅介護

平成23年度までの利用実績などを勘案し、平成24年度から平成26年度までの新規利用者を6人と見込み、平成26年度時点の利用者を42人とします。

また、利用時間についても、現在のサービス利用時間に新規利用者の

利用見込時間数を加えるなどにより、平成26年度時点で520時間程度と見込みます。

イ 重度訪問介護

平成23年度まで利用実績はありませんが、平成24年度に1人の利用を見込み、利用時間数を20時間とします。

ウ 同行援護

制度改正に伴い、平成23年10月1日から新たなサービスとして開始され、平成23年度は1人が利用しています。今後PRなどにより利用増が見込まれますが、視覚障害者に限定されるため、平成24年度および平成25年度に各1人の2人を見込み、平成26年度時点の利用者数を3人、利用時間数を40時間とします。

エ 行動援護

現在の利用実績から、新規利用者を平成24年度に2人、平成26年度に3人と見込み、平成26年度時点の利用者数を10人、利用時間数を110時間とします。

オ 重度障害者等包括支援

平成23年度まで利用実績はありませんが、平成24年度に新規利用者1人を見込み、利用時間数を30時間とします。

② 日中活動系サービス

日中活動系サービスの利用者数については、それぞれ次のとおり見込みます。また、平均利用日数については、生活介護、自立訓練、就労移行支援および就労継続支援は月22日、短期入所は月10日と見込みます。

なお、児童デイサービスについては、法律改正に伴い児童福祉法に移行するため本計画の数値目標から除かれます。

ア 生活介護

平成23年度までの利用実績に基づき、平成24年度から平成26年度までに26人の利用者増を見込み、平成26年度時点の利用者を120人とします。

イ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

支給期間に制限があるため大幅な増加を見込めないことから、平成26年度時点の利用者について、機能訓練を2人、生活訓練を8人と見込みます。

ウ 宿泊型自立訓練

平成23年度から1人が利用を開始しましたが、過去の利用実績からも新規の利用者が見込めないと思われることから、平成26年度時点での利用を1人と見込みます。

エ 就労移行支援

自立訓練と同様に、支給期間に制限があり大幅な増加を見込めないため、平成24年度から平成26年度までに6人の利用者増を見込み、平成26年度時点の利用者を15人とします。

オ 就労継続支援（A型）

就労移行に向けた新規利用者の増を目指すこととし、平成26年度時点の利用者を5人と見込みます。

カ 就労継続支援（B型）

平成24年4月1日までに4つの通所施設の39人が新体系に移行することによりすべての旧体系施設の通所者の移行が完了することと、利用実績から各年度の新規利用者を5人と予測し、平成26年度時点の利用者を140人と見込みます。

キ 療養介護

平成23年度から利用を開始した1人に加えて、日中活動サービスを提供している重症心身障害者施設について、制度改正に伴い実施機関が北海道から滝川市に移行するため、平成24年度に10人の利用増を見込みます。

ク 短期入所

利用実績を踏まえて平成24年度で1人、平成26年度で2人の利用者増を見込み、平成26年度時点の利用者を10人とします。

③ 居住系サービス

平成24年4月1日までに7つの入所施設が新体系に移行することに伴い、6人が施設入所、1人がケアホームに移行し、旧体系施設の入居者はすべて移行が完了します。

ア 共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）

新規の利用者や入院中の精神障がい者の地域への移行、民間事業者によるグループホーム・ケアホームの増設計画などを勘案し、平成24年度に2人、平成25年度に7人、平成26年度に3人の入居を見込み、平成26年度時点の利用者を80人とします。

イ 施設入所支援

新規の利用者による増と地域生活への移行に伴う減を考慮し、平成26年度時点の利用者を83人と見込みます。

（4）指定計画相談支援・指定地域相談支援について

これまで重度障がい者などに限定されていたサービス等利用計画の作成対象者の大幅な拡大、補助事業として実施してきた地域移行支援や地域定

着支援の個別給付化に伴い、それぞれ次のような考え方にに基づき数値目標を設定します。

① 計画相談支援

平成24年度から平成26年度までの3年間ですべての障がい福祉サービスの利用者と地域相談支援の利用者がサービス等利用計画を作成することと想定し、平成26年度時点の利用者を42人と見込みます。

② 地域相談支援

ア 地域移行支援

退院などにより地域への移行が可能な精神障がい者や施設入所者を勘案し、平成26年度時点の利用者を16人と見込みます。

イ 地域定着支援

地域生活への移行が可能な障がい者を勘案し、平成26年度時点の利用者を6人と見込みます。

(5) 一般就労移行について

本市において、福祉施設を退所し、一般就労した障がい者は、第1期計画期間中が6人、第2期計画期間中が3人となっています。

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
一般就労移行 実績(人)	2	2	3	1	0	1	2

本市としては、北海道の方向性である平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上とすることを勘案するとともに、これまでの実績および地域の現状を踏まえながら、第3期計画においては、平成26年度時点で5人の障がい者が一般就労へ移行することを数値目標とします。

(6) 地域生活支援事業について

① 相談支援事業

ア 障害者相談支援事業

現在市の窓口で実施している相談支援を今後も推進するとともに、平成24年度から総合的な相談業務を担う基幹相談支援センターを設置し、民間事業者への委託を検討します。

また、新たに始まる計画相談支援や地域相談支援について、民間の相談支援事業者と協力体制を構築します。

イ 自立支援協議会

平成21年度に設置した「滝川市地域自立支援ネットワーク会議」を本市の自立支援協議会と位置づけ、協議会の運営を基幹相談支援センターに委託することを検討します。

② 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスの利用において知的障がい者または精神障がい者の利用者数を勘案し、平成24年度と平成26年度にそれぞれ1人の利用を想定して、平成26年度時点の利用者を2人と見込みます。

③ コミュニケーション支援事業

これまでも実施している聴覚障がい者への手話奉仕員の派遣を継続します。実利用者数については、利用実績を踏まえて各年度の利用者を5人と見込みます。

④ 日常生活用具給付等事業

平成23年度までの給付実績に基づき、種別ごとの給付件数を見込みます。

⑤ 移動支援事業

平成23年度までの実績を基に、今後グループホームやケアホームへの移行に伴う新規利用者の増と同行援護の利用による減少分を勘案し、平成26年度時点の利用者数を20人、延べ利用時間数を780時間と見込みます。

⑥ 地域活動支援センター事業

自市町村所在分として滝川市身体障害者福祉センター（基礎的事業）、他市町村所在分として砂川市の地域活動支援センターぽぽろ（基礎的事業・機能強化事業）の2つの事業者に委託します。平成26年度時点の利用者数については、各事業所の利用実績などを勘案し、滝川市身体障害者福祉センターを43人、地域活動支援センターぽぽろを22人と見込みます。

⑦ その他の事業

ア 訪問入浴サービス事業

平成22年度と平成23年度にそれぞれ1人ずつ利用を開始していますが、利用実績からも新規の利用者が見込めないため、平成26年度時点での利用見込者数を2人とします。

イ 日中一時支援事業

現在滝川市内と近隣市町の8箇所の事業所を利用しています。利用実

績および障がい児の放課後等デイサービス事業の開始による減少分を勘案し、新規利用者を平成24年度及び平成25年度に2人、平成26年度に1人と見込み、平成26年度時点での利用見込者数を25人とします。

ウ 社会参加促進事業

声の広報発行事業については各年度の利用者を25人、自動車運転免許取得・改造助成事業については各年度の利用件数を2件とし、ニーズがあった場合に対応することを前提に見込量を算定します。

手話奉仕員養成研修事業については、手話奉仕員に係る研修受講者を各年度12人と見込みます。